

長崎拘置支所の収容業務停止に対し強く抗議するとともに建て替えにより収容業務の再開を求める会長談話

2023年（令和5年）2月6日、長崎刑務所は、当会对し、同年11月末頃に長崎拘置支所の収容業務を停止し、収容業務を長崎刑務所に移す旨、当会との事前協議もなく通知してきました。

これに対し、当会は、刑事被告人等の人権保障及び更生の観点から、同年5月2日に意見書を、同年8月24日に会長声明を発出し、長崎拘置支所の収容業務停止について反対するとともに、長崎拘置支所の修繕又は建て替えによる収容業務の継続を求めてきました。

また、当会は、数回にわたり、法務省及び長崎刑務所と協議を行い、長崎拘置支所の収容業務停止決定の撤回、長崎拘置支所の修繕・建て替えを求めてきました。しかしながら、法務省及び長崎刑務所は、このような要請をしたにもかかわらず、刑事被告人等の人権保障及び更生の観点を考慮することなく、収容業務停止の方針を撤回せず、また、長崎拘置支所の修繕・建て替えを検討することはありませんでした。

そして、同年11月23日（祝日で当会の休業日）に、長崎刑務所は、収容業務停止の一環として、長崎拘置支所の被収容者を長崎刑務所に移送した旨、当会对しファクシミリで通知し（以下「本件通知」といいます。）、長崎拘置支所の収容業務を停止しました。

老朽化に備えて計画的に長崎拘置支所の修繕・建て替えを実行せず、かつ、当会からの要請に反し、刑事被告人等の人権保障及び更生の観点から問題のある長崎拘置支所の収容業務停止を実行したことについて、当会は、長崎刑務所に対し、強く抗議します。

また、本件通知日の翌24日に長崎拘置支所で被告人の接見を予定していた弁護人の弁護活動に少なからず影響を与えたことを踏まえると、被収

容者の移送警備の問題があるとはいえ、本件通知当日に当会会員への案内が困難な祝日にファクシミリで移送の連絡をしてきたことは、弁護人の弁護活動に対する配慮に欠けるものであり、この点も同じく強く抗議します。

今後、当会は、長崎拘置支所の収容業務停止により、刑事被告人等の人権保障や更生に影響があることを継続して訴えるとともに、収容業務停止により具体的な問題が生じた場合には逐次、法務省及び長崎刑務所に抗議し、改善を求めていく所存です。また、長崎拘置支所がこのまま廃庁されないように、法務省及び長崎刑務所に対し、これまでと同様に、長崎拘置支所の建て替え及び収容業務の再開を求めていきます。

2023年（令和5年）11月28日

長崎県弁護士会

会長 山下 肇